

介護保険住宅改修費の支給について

**事前に申請が
必要です！**

介護保険の要介護認定、要支援認定を受けた方が、居住している住宅を改修され、改修内容が下の項目に該当する場合は、申請により住宅改修費が支給されます。居住している住宅とは介護保険証記載の住所（住民票のあるところ）を指します。生活実態が住民票記載地以外の場合は、対象になりません。

施設や病院に入所、入院されている方は、対象となりません。ただし、退所・退院後の在宅生活に向けて、入所・入院中に事前申請を行い、工事を完了させ、退所・退院後に完了報告書を提出する場合は支給対象となります。

ただし次の場合は、支給対象外となります。

- 1) 工事完成前に死亡した場合
- 2) 施設や病院を退所・退院する前に死亡した場合
- 3) 要支援・要介護認定が非該当となった場合

1 住宅改修の種類

工事の種類	内 容
手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関、玄関から通路等に転倒予防もしくは移動または移動動作に資することを目的に設置するもの。
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するための住宅改修。具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等。昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は対象となりません。
滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更	具体的には 居室……畳敷→板製床材、ビニル系床材等 浴室……滑りにくい床材への変更等が想定されます。
引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は、保険給付の対象となりません。
洋式便器等への便器の取替え	和式便器→洋式便器 和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、既に洋式便器である場合はこれらの機能等の付加は含まれません。さらに、非水洗和式便器から水洗洋式便器または簡易水洗洋式便器に取り替える場合は、水洗化の工事は含まれず、その分の費用は対象となりません。
その他これらの工事に付帯して必要な工事	

介護保険住宅改修は、あくまでも日常生活動作を助けるためのものです。したがって、趣味や仕事をするといった本人の生きがいや生活を充実させるための工事は対象になりません。

なお、予定されている改修内容が、介護保険の住宅改修に該当するかどうかかわからない場合は、事前に担当課までお問い合わせください。

2 支給額について

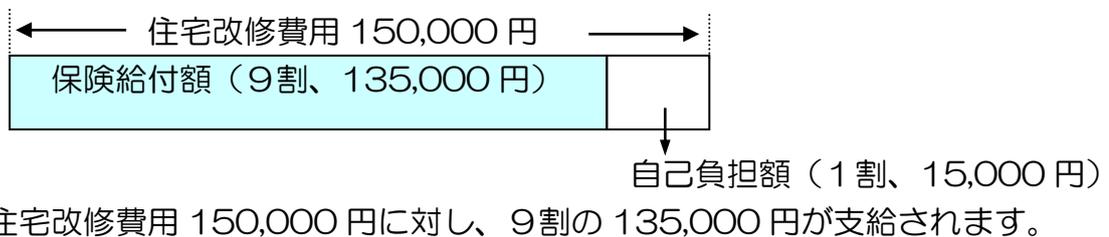
上記項目の住宅改修をされる場合、申請により改修に要した額の7～9割を、後日介護保険から支給します。支給額は負担割合から算定されており、負担割合は住宅改修を申請された方の所得により異なります（1～3割）。（例1①～③）

ただし、支給限度基準額が20万円と定められていますから、20万円を超える費用がかかった場合でも、負担割合に応じて支給限度基準額の7～9割の支給となります。（次頁例2）

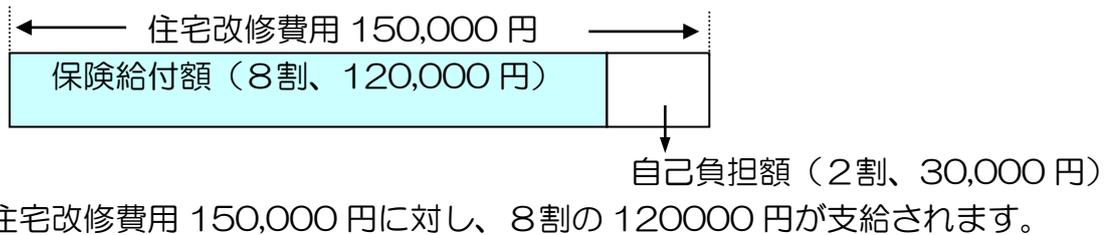
また、一度住宅改修費の支給を受けた方が、再度住宅改修をされた場合は、支給限度基準額から前回の住宅改修費を差引いた残りが対象費用となります。（次頁例3）

この支給限度基準額は、要介護等状態区分に関係なく20万円です。

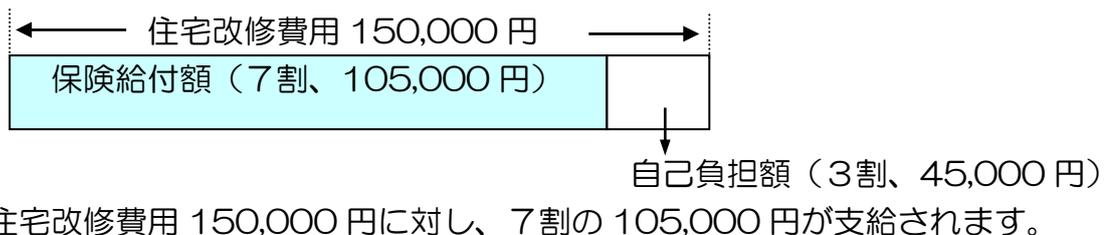
例1①：住宅改修費用が15万円（負担割合が1割の方）の場合



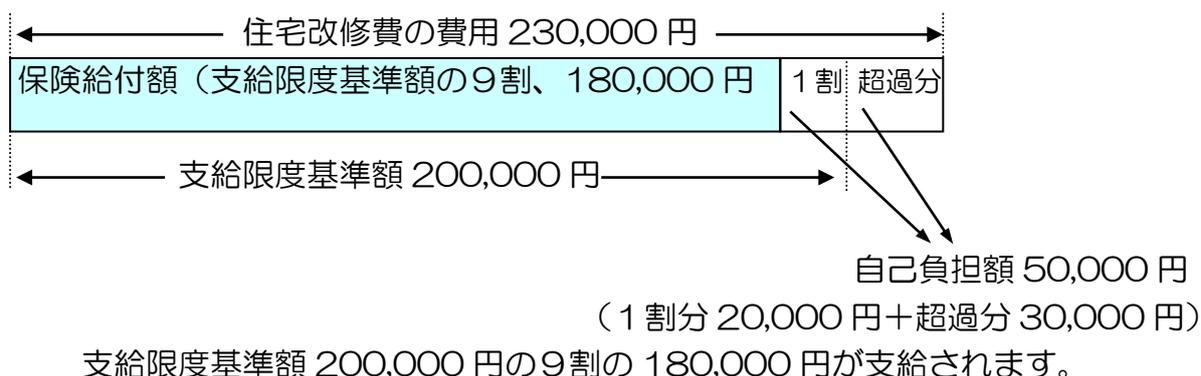
例1②：住宅改修費用が15万円（負担割合が2割の方）の場合



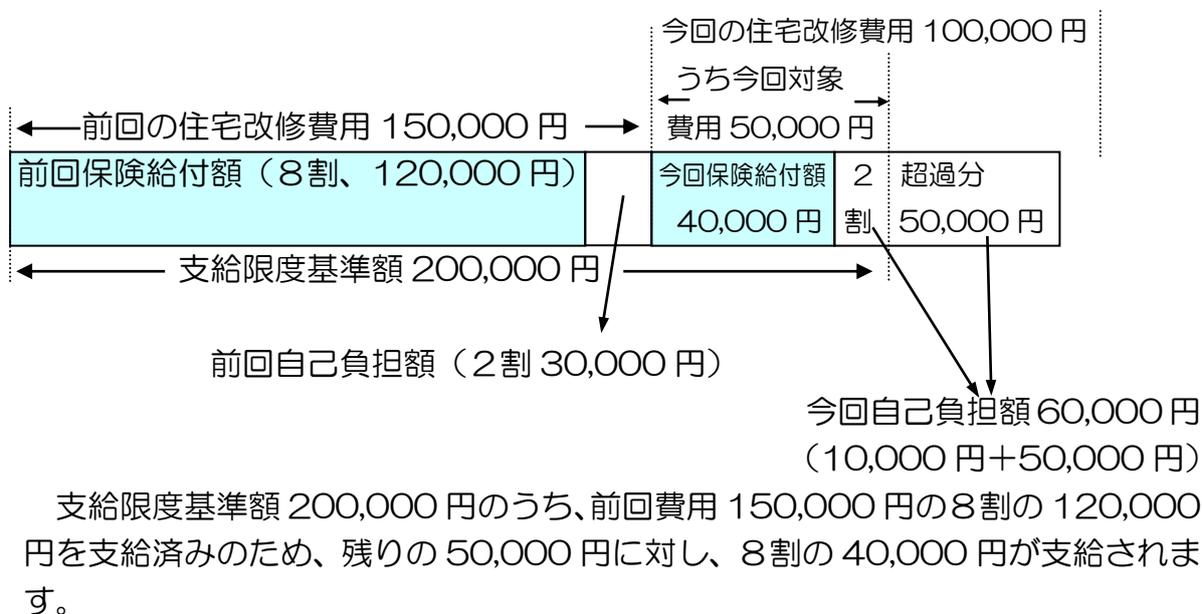
例1③：住宅改修費用が15万円（負担割合が3割の方）の場合



例2：住宅改修費用が23万円（負担割合が1割の方）の場合



例3：すでに介護保険の住宅改修15万円分を済ませており、今回新たに10万円分の改修を行った（負担割合が2割の方）場合



3 支給限度基準額の例外

支給限度基準額は20万円と定められていますが、以下の事例に該当した場合は、例外となります。

・要介護等状態区分を基準として定める「介護の必要の程度」の段階が3段階以上上がった場合

「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合は、それまでの利用状況にかかわらず、再度20万円まで支給可能となります。このときに基準となるのは、初めて住宅改修に着工した日の要介護等状態区分です。ただし、この例外は1人の被保険者について1回限りとなります。

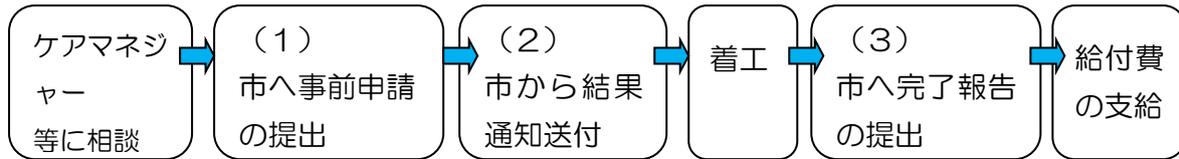
・転居した場合

転居した場合には、転居前の住宅に係る住宅改修費の支給状況とは関係なく、転居後の住宅について20万円まで支給可能となります。この場合、前述の「3段階以上重くなった場合」は、転居後の住宅のみに着目して適用されます。

転居前の住宅に戻った場合は、転居前に係る支給状況が復活します。

4 住宅改修費の支給を受けるには

住宅改修の流れ



(1) 市へ事前申請の提出 ※必ず工事開始前に申請

事前申請に必要な書類

提出書類	留意点等
①介護保険住宅改修費支給申請書	申請者は原則本人ですが、口座振替名義は、家族の名義でも構いません。
②住宅改修が必要な理由書	担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）等に、記載してもらいます。
③工事見積書（内訳書）	宛名は、申請者名を記載してください。 改修部分、内容（仕様・商品名等）、単価、数量、金額等を分けて記載してください（材料費と施工費も分けて記載してください）。
④改修前の写真	改修部分の工事前の写真を撮影し、添付してください。段差解消の場合は段差がわかるもの、手すり取付けの際でも段差があることに対する取り付けであれば、その段差部分が写ったものが必要です。 写真には必ず日付を入れてください。 日付の入らないカメラの場合は黒板等に日付を記載して撮影するようにしてください。デジタルカメラで撮影しプリントアウトしたもので可とします（写真外に日付を記載したものは不可）。
⑤改修内容が把握できる図面（平面図、場合によっては立面図等）	改修前後の状況がわかるような図面を添付してください。段差解消の工事の場合は、段差箇所および高さ等を記載してください。手すりを取り付けられる場合は、施工後の図面に記載してください。また、できるだけ「④改修前の写真」の撮影位置を番号等で表示してください。
⑥所有者の承諾書	住宅の所有者が申請者以外の場合、所有者の承諾書が必要となります。

※提出前に、「介護保険住宅改修費支給申請書 提出書類チェックリスト」を使用して書類に不備がないか確認してください。

(2) 市から確認結果通知書の送付

事前申請を提出すると、担当課で提出書類を審査し、住宅改修の内容が本人の自立に向けた内容で保険給付として適当かどうかを確認して、その結果を被保険者（本人）に通知します（約 1～2 週間かかります）。その後住宅改修の工事を行っています。

★確認結果通知より前に工事に着工すると、住宅改修費の支給が受けられなくなりますのでご注意ください。

(3) 工事完了後に市へ完了報告書を提出

完了報告書の内容が適正と認められますと、住宅改修費の支給を決定します。

完了報告に必要な書類

提出書類	留意点等
①介護保険住宅改修費対象工事完了報告書	
②住宅改修費用に係る領収書	宛名は、申請者名を記載ください。また但し書き欄も記載が必要です。住宅改修費の対象とならない改修費用が含まれたものでも構いませんが、事前に申請いただいた「工事見積書」または次の「③工事内訳書または領収内訳書」と整合していることが必要です。
③工事内訳書または領収内訳書（請求書）	申請時の「工事見積書」と全く変更がない場合は、省略してもかまいません。
④改修後が確認できる写真	申請時に提出した改修前の写真と同位置から撮影したもので、日付が入っているもの。ただし、同位置からの撮影が不可能な場合のみ、他の位置からの撮影でも可とします。改修箇所の全景が撮影されていないと支給が受けられなくなる可能性がありますので、必ず撮影後確認してください。
⑤住宅改修後の図面	申請時から工事内容が変更された場合のみ提出してください。

※提出前に、「介護保険住宅改修費対象完了報告書 提出書類チェックリスト」を使用して書類に不備がないか確認してください。

★事前申請と工事内容を変更したい場合は、必ず事前に担当ケアマネジャー等にご相談ください。

5 住宅改修を行うに当たっての注意点

介護保険による住宅改修が増えていますが、必要のない工事を行ったり、本人が要望する改修になっていなかったというトラブルが、全国各地で報告されています。工事をしたが、実は介護保険の対象外だった例もあります。

住宅改修には高度な専門知識と技術を必要とし、他の介護サービスと相互に関連します。

★住宅改修をするときは、必ず事前にケアマネジャー等に相談してください。独断で工事業者と契約し、必要な申請を行わず工事をしますと、住宅改修費は支給されません。

介護保険住宅改修費の支給についての問い合わせ先

彦根市高齢福祉推進課介護保険係

〒522-0041

彦根市平田町670（彦根市福祉センター内）

TEL：0749-23-9660

FAX：0749-30-9231